わかもの・新卒HW通信

2026
10月

労働法セミナー開催しました

10月8日（木）盛岡市大通リリオにて、労働法セミナーを開催しました。盛岡労働基準監督署の鈴木裕介副署長から「労働関係法のポイント」をわかりやすく解説いただきました。参加者からも「すごく参考になった」「具体的な例を挙げながらの説明でわかりやすい」などがありました。



盛岡労働基準監督署
副署長　鈴木　裕介

労働条件通知書や就業規則を確認し、労働条件を把握する。疑問があれば労働基準監督署へ相談！

ＡＩ利用の際は（ＡＩへの）質問や誤情報に注意。信頼できる情報源の利用が大切！！

就業規則

○　常時**10人以上**の労働者を使用する事業場では、原則として就業規則を作成し、労働基準監督署に**届け出る**必要があります。
○　会社は、就業規則を掲示したり、備え付けたり、電子データで閲覧できるようにしたりするなど、労働者に周知しなければなりません。
○　自分の労働条件や残業代に疑問がある場合は、**就業規則を確認する**ことが大切です。

最低賃金

○　最低賃金は、労働者に支払わなければいけない**最低額**です。
下回っていないか確認する際には**計算に含める賃金を取り出して**時給に換算する必要があります。
○　手当の名称だけで判断せずに法律上の除外要件に該当するか確認することが重要です。

岩手県最低賃金
1,090円
効力発生日2026年12月1日

就職時のトラブル防止のために今日のセミナーを参考にしてください



盛岡公共職業安定所
菜園庁舎
館長　村松　智夫

Q&A 何もない場所で転倒したら労災にならない？

○　詳細は労働基準監督署が業務上外の調査を行い判断する。何もないから直ちに労災にならないわけではない。

ハローワーク盛岡菜園庁舎 わかもの支援コーナー
盛岡市菜園１－１２－１８　盛岡菜園センタービル１Ｆ
電話　019-653-8609